

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体で支えて行く新しい分かち合い・連帯の仕組みです。加入する公的医療保険の保険料(税)と合わせて支援金を拠出し、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子どもや子育て世帯を支援します。

子ども・子育て支援金制度 Q&A



もっと知りたい

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

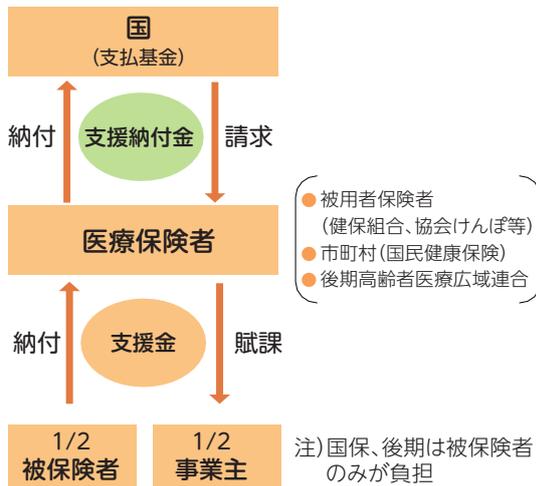
Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



- ・その他、制度へのお問い合わせは下記のコールセンターまでお願いします。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険料(税)率は、決まり次第、広報なんこくと市のホームページでお知らせします。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



■ 問い合わせ/コールセンター ☎ 0120-303-272 (平日 9:00 ~ 18:00)